

一徳通信

井上一徳舞鶴事務所 FAX 0773-62-1015

衆議院議員

いのうえ かずのり

井上一徳

No58



◆持続化給付金や休業協力金は非課税に！

- 新型コロナウイルス感染が拡大し、地元の経済にも大きな打撃を与えています。特に個人・中小企業事業者の方々は資金繩り対策など極めて深刻な状況にあります。
- 大幅な減収となった事業者に対する「持続化給付金」や休業要請に応じた事業者に対する「休業協力金」などの対策がとられるようになってきましたが、各自治体で支援策に格差があるなど、まだまだ十分とは言えません。
- しかも、これらの「持続化給付金」や「休業協力金」は課税の対象になっています。個人・中小企業事業者の方々は極めて厳しい状況の中でなんとか事業を継続しようと必死になって努力されているのですから、一律 10 万円給付と同様に非課税の扱いにすべきではないでしょうか。

一人 10 万円に所得制限を設け、約 2500 億円を医療や弱者支援に。

- 4月 20 日の閣議決定で、当初の政府案が変更され、全国全ての住民を対象に一律 10 万円を給付する制度になりました。一定の評価はしますが、私は 1 千万円以上の所得がある人に対しては所得制限(所得が確定した段階で返還請求)してもよかったですのではないかと思っています。
- 1 千万円以上の所得のある人は全国で約 250 万人いますので、約 2500 億円の予算を必要とします。その分は医療体制の充実や減収世帯への給付、妊婦への支援などに優先的に活用した方がよいと考えます。

◆休業店舗への支援策等で自治体間に格差。国が財政措置を。

- 休業店舗に対する支援策などについて各自治体間で大きな格差が生じていることも問題です。各自治体が公平な支援策を打ち出せるように、財政力の弱い自治体に対しては国が十分な財政措置を行うべきです。今の 1 兆円規模の臨時交付金ではとても足りません。リーマン・ショック後にとられた合計 4 兆円を上回る規模の対策をスピード感をもって直ちに実行すべきです！

